

■屋外広告物の許可申請手続きの範囲

下田市内には、屋外広告物の表示、設置を原則禁止している地域（特別規制地域）や、設置する場合に許可が必要な地域（普通規制地域）があります。

規制地域				広告の種類		自家広告物		案内広告物	一般広告物			
規制内容の厳しさ	特別規制地域（原則、屋外広告物の表示等を禁止している地域）	第1種特別規制地域	第1種低層住居専用地域		表示面積の合計が5㎡を超える場合、許可申請が必要です。	表示面積の合計が、許可申請対象以内の場合	全て許可申請が必要です。	設置不可				
			文化財から周囲50m以内の地域（河内の宝篋印塔）									
			史跡、名勝、天然記念物の地域（了仙寺、玉泉寺、神子元島灯台、八幡神社のイスノキ、伊古奈比咩命神社のアオギリ自生地、吉田松陰寓居処、田牛ハマオモト自生地、白浜神社のビャクシン樹林、偽層理、報本寺のオガタマノキ、爪木崎の柱状節理）									
	第2種特別規制地域	国道の沿線など広告物が集中する恐れの高い地域や都市公園や学校などの公共性の高い施設の敷地	伊豆急行鉄道線（トンネル区間を除く全区間）	鉄道（道路）から左右500mの等距離線の範囲			許可申請が必要で	（後退距離規制適用地域） （可域における案内図板の許可基準とは異なる）	全て許可申請が必要です。			
			国道135号線（市境界から国道136号まで）									
			国道136号線（トンネル区間を除く市境界から国道135号まで）									
			国道414号線（トンネル区間を除く全区間）									
			県道須崎柿崎線（全区間）									
			県道下田松崎線（トンネル区間を除く全区間）									
			県道下田南伊豆線（トンネル区間を除く全区間）									
普通規制地域（原則、屋外広告物等の表示に際し、事前許可を受けなければならない地域）	第1種普通規制地域	市街地や主要な道路の沿線の地域	第1種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域、容積率が300%未満の近隣商業地域		表示面積10㎡を超え、許可申請が必要です。	合は、申請不要です。	（可域における案内図板の許可基準とは異なる）	全て許可申請が必要です。				
			第2種普通規制地域	商業地域及び容積率300%以上の近隣商業地域					表示面積20㎡を超え、許可申請が必要です。	申請不要です。	全て許可申請が必要です。	

()後退距離規制適用地域...第1種普通規制地域のうち、用途地域以外において、上表に示す道路からの距離が100m未満の地域。